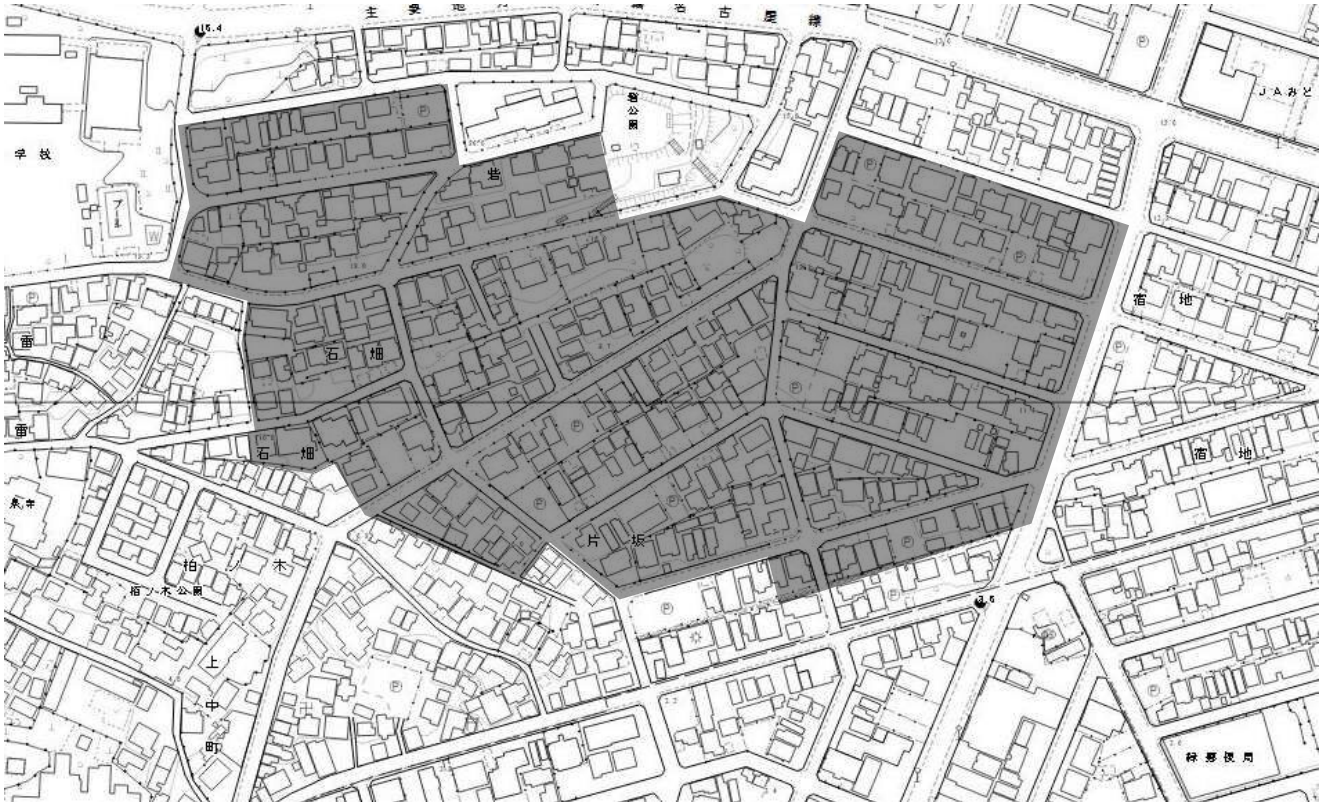


鳴海町南荘

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区鳴海町字片坂・字石畑・字砦・字宿地

【最初の認可】 平成元年11月16日 【最近の認可年月日】 令和2年9月8日 【認可番号】 2指令住建指第57号

【有効期間】 令和2年9月8日 より 10年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 建築物の高さは10m以下とする。
- 2 建築物の外壁後退距離は1m以上を原則とする。ただし、運営委員会が認める場合はこの限りでない。
- 3 建築物の用途は一戸建専用住宅を原則とする。ただし、運営委員会が認める場合はこの限りでない。
- 4 敷地内空地の緑化に努める。
- 5 飛散、倒壊のおそれのある建材、器具、雑貨等の野積みを禁止する。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。